

西暦 2000 年問題の法的側面

大谷和子
(株) 日本総合研究所

多くの情報システムが日常生活のすみずみで利用されており 2000 年問題が放置された場合にわれわれの生活にもたらす影響については疑いようがない。本稿は、2000 年問題による損害に関する責任や訴訟等のトラブルを制限する危機管理対策など 2000 年問題の法的側面に焦点をあてようとしたものである。

わが国で提起された 2000 年問題に関する訴訟は現在のところ 1 件が知られているにとどまるが、米国では 70 件を超える訴訟が提起されており 7 月には濫訴防止法にクリントン大統領が署名している。日本では訴訟の頻発は懸念されてはいないが、2000 年対応を促進し公平な問題解決を図るために法がどのような役割を果たし得るかを検討することが必要となろう。

Legal aspects of Year 2000 problem

Kazuko Otani
The Japan Research Institute, Limited

Since so many information systems are used everywhere in our daily life, there is no doubt Year 2000 problems will affect our lives unless any effective measures are taken. This report is intended to focus on legal aspects of Year 2000 problems such as liability for damages arising out of Year 2000 failures and risk management measures to prevent lawsuits or other disputes.

In Japan, it is known currently that a lawsuit has been brought concerning Year 2000 problems or issues. However in the United States, over 70 cases have been filed in the courts. In July 1999, President Clinton has signed into act that would limit lawsuits related to Year 2000 issues. In Japan, there is little worry about flood of litigation, however, it will be necessary to discuss how law legislation can work to encourage Year 2000 readiness and resolve Year 2000 fairly.

1. 2000 年問題の損害賠償責任

ロイズ保険会社の試算では、2000 年問題による世界の訴訟費用と損害賠償額は 1 兆ドルに及ぶという。2000 年問題がもたらす事態をどのように想定するかによってこの金額は大

きく変動するため、2000年問題によって支払われる社会的コストがいかに大規模で広範囲に及ぶかを象徴する数字としての意味はあるが、この衝撃的な数字の用い方には慎重でなければならない。

このような数字に一喜一憂することとは別に、2000年問題をめぐる法的責任を議論することには一定の意味がある。未対応システムの提供者又はこれらを使用してサービスを提供する者が問題の発生前に法的責任を認識することができれば、予測される損害に関する責任を回避するために必要な方法をとることができ、それに伴い広義の2000年対応が進展することが期待できるからである。

それでは、2000年が到来することを知りながら、2000年になって正しく情報を処理しないおそれのある情報システムの利用者又は提供者ⁱには、2000年問題の発生により生じる損害について何らかの法的責任があるのだろうか。損害について法的責任があるということは、損害を回避する義務違反のあることが前提となる。したがって、情報システムの利用者及び提供者に2000年問題を回避すべき義務があるかどうかをまず問うこととする。

損害賠償の請求原因となり得る法的責任としては、契約関係にある者の契約上の義務違反（「債務不履行」）又はその契約関係に基づいて給付された目的物の瑕疵に関する担保責任（「瑕疵担保責任」）がある。もっとも、損害賠償を請求するには必ずしも当事者に契約関係が存在することが必要ではなく、契約関係に立たない当事者間でも、不法行為（民法709条）、不当利得（民法703条）、事務管理（民法697条）のいずれかに該当する場合には損害賠償を請求することができる。たとえば、PL責任（製造物責任）とは、不法行為の特則である製造物責任法（平成7年法律第85号）による損害賠償責任である。

通常の取引では、トラブルの発生した者の間に何らかの契約関係が存在することが一般的ⁱⁱであると思われるので、まず契約関係に基づく当事者間の権利義務を考慮する必要がある。民法では、強行規定ⁱⁱⁱや公序良俗（民法90条）等に反しない限り、当事者間で自由に合意した契約が有効に当事者を拘束する「契約自由の原則（当事者自治の原則）」が大前提となっている。したがって、契約の当事者間に契約が締結されているときは、契約内容^{iv}に従い、当事者の権利義務が定まってくる。

しかしながら、契約証書には詳細な免責条項が記載されていることが多い。その多くが損害の範囲を「帰責事由の直接の結果として現実に生じた通常の損害」とし、間接損害や特別事情による損害については、有責者の予見の有無にかかわらず、したがって相当因果関係を認められる可能性の有無にかかわらず、一律に責任を負わないものと定めるのが一般的となっている。賠償額の上限を既に支払われた契約金額としていることが多い。また、「第三者からの損害賠償の請求に応じたことによる損失」を除外したり、電気通信サービスではキャリア（通信回線保有者）からの損害賠償の額を上限とすることなどを定めていることもある。

このような免責規定は尊重されるものの、その有効性については、必ずしも自明ではない。有責者の故意又は重大な過失により生じた損害については、このような免責規定への合意があったとしても適用されないと考えるのが判例の立場である。これについて、2000年が到来すれば現在利用している情報システムに何らかの誤動作が発生し得ることを認識予見しながら回避措置をとらなかったことをもって「故意」とし、さらにかかる認識すべきであったにもかかわらず認識しなかったことを「重大な過失」と認め、免責規定が2000年問題では無効になるという考え方をとることもできる。しかしながら、利用者との契約内容や情報システムの性質等によって、このような故意又は重大な過失の捉え方を一般化することは困難であろう。2000年の到来が自明であるほどには、2000年問題の発生は必然することは困難であろう。

とはいえないからである。たとえば、情報システムの提供者に何らかの誤動作が生じることが予見できたことが事実であるとしても、それを回避しなかったことに、開発費用、開発期間、2000年問題が発生するまでの期間、接続する他のシステムとの整合性、過去のアプリケーション又はデータ資源の継承といった合理的な理由が認められるときは、故意(又は損害発生に関する認識予見の義務)を認めることは困難であると思われる。西暦年数の2桁処理の慣行がそもそも高価なメモリ・リソースの効率的活用、情報システムの運用コストの低減等に端を発しており、そのような必要性が失われた後であってもなお、過去のアプリケーション又はデータ資源との整合性など根本的な変更を行うことができなかつたなどの正当化理由が存在するときにも同様であろう。

しかしながら、2000年問題が発生するおそれのある情報システムが人の生命・身体に影響を及ぼすという意味で安全性に欠ける場合など、このような正当化事由が認められない場合もあるだろう。また、情報システムを利用して何らかのサービスを提供する者は、利用者との関係では、サービスの不提供又は誤処理が情報システムの2000年末対応に起因していたとしても、利用者にこれを免責事由として主張できる場合は限られてくるものと思われる。例えば、年金の給付等に関わる情報システムの誤処理により、給付時期や金額に誤りが発生し受給者に損害を被らせた場合に機器等の故障を免責事由にする契約が締結されていたとしても、この規定を有効ということはできないであろう。

2. 不法行為との関係

直接の契約関係に立たない者同士では、契約上の責任を問うことはできないため、不法行為があったかどうかが争われることになる。しかし、直接の契約関係にある当事者間であっても、わが国^vでは、契約上の義務違反ではなく、不法行為を請求原因とする損害賠償の請求が論理的に可能である。その場合、不法行為責任が生じるには、相手方の権利や利益を侵害することについて、故意又は過失があることが要件となる。したがって、不法行為責任が生じるかどうかは、個々の事例によって異なるが、被害者がこれを立証しなければならないという点を除き、2000年末対応の原因や因果関係に関する諸要素を総合的に考慮したうえで、故意や過失の認定が行われるため、契約上の責任と異なる結論が導かれる可能性は極めて小さいと思われる。

なお、不法行為では、加害者の故意又は過失により違法行為が行われたかどうかを判断するに際し、損害発生の予見可能性及び結果回避可能性を吟味する。2000年問題との関係では、この場合も、前述の免責条項の有効性を判断する際に問われる「故意又は重大な過失」と同様に、単に2000年が到来することを知っていること又は知るべきであったことをもって予見可能性を認定することはできない。少なくとも、2000年の到来それ自体は、誰でも知り得ることであって、2000年の到来によりどのような影響があるのかを予見でき何らかの結果回避措置を行うことができたかどうかを判断することからはじめなければならない。

3. 情報提供義務

「紙ふぶき」としても知られる確認書(Y2K Compliance Letter)^{vi}の法的効果について、単なる対応内容及び時期の通知にとどまる場合、これが保証(責任の表明)と解釈されないことについては大方の見方である。しかし、中には取引上の優越的な地位を利用した損害担保特約の要請を含む文面のものもあり、企業法務は、確認書を送付してきた者に正しい情報を伝達しつつも、損害担保特約を含む新たな契約変更に応じないよう注意すること

に留意している。これらの確認書を受け取った場合、契約変更を強要するものでない限り、相手方への情報伝達の機会であると受け止め、正確な情報の提供に努めるとともに、損害担保が不可能な場合は、その条項に同意しない旨の注意書きを添えて提出すべきものであろう。

そこで、「2000年未対応のシステム等を設計・開発した責任又は導入した責任」とは別に、「システム等の設計・開発後において、2000年問題が発生する可能性が知られるようになってから、2000年問題が発生する危険性をユーザに告知・警告しなかったことの責任」があるのであろうか。後者の主張を法的にどのように根拠づけるかは、安全配慮義務等の諸説あるところではある。いかなる説を探るにせよ、特定の当事者からの情報提供がなければ他の方法で2000年問題への対応の必要性を認識することができないような状況のもとで、情報提供が可能であるにもかかわらず放置されていた場合であって、さらに情報提供により結果回避が合理的に期待できるといってよい場合には、不作為の不法行為、契約上の付随義務違反が認められる可能性があると思われる。

1995年後半からは、ベンダやマスコミが、ユーザの機器、設備等への総点検を促す大々的なキャンペーンを繰り返し、企業ユーザにとっては自己の使用する機器、設備等に対する見直しの必要性については広く知られることになった。情報システムの利用者から提供者に対し、自己の使用する機器等の2000年対応状況を照会する例が増えている。

しかし、情報の不提供が何らかの義務違反になる場合はあっても、情報提供をもって直ちに免責事由にならないことを承知しておく必要がある。確かに、情報提供が訴訟等において責任の制限に有利な証拠となる場合があるといつてもよいが、それも情報提供を受けた相手方が自己防衛手段を講じることにより、損害の回避又は拡大防止に寄与することが期待できる場合に限定されるであろう。

4. 2000年問題をめぐる紛争の状況

2000年問題をめぐる法的紛争は、大きく二つの類型に分けて考えることができる。一つは、先に検討した未対応システムに関する対応義務の問題（「対応義務違反型」）である。インテュイット社に対する訴訟に代表されるように、2000年対応版の無償配布を求める費用負担に関する訴訟^{vii}もあれば、調停により解決したテック米国法人のケースに見られるように未対応による損害の賠償責任を問う場合もある。さらには、2000年への対応が遅れて損害回避を怠った経営者の責任を追及する株主からの代表訴訟も考えられる。

もう一つの紛争のタイプは、2000年準備に関する情報に誤りがあった場合に情報が正しいことを信じて行動した者の被った損害の填補に関する法的責任の問題（「情報瑕疵型」）がある。

1997年8月にキャッシュレジスター製造業のテック（東芝系）米国法人が訴えられたのを皮切りに、米国では、7月初旬で70件を超える訴訟が提起されたことになる。そして、そのほとんどが前者の対応義務違反型のものでベンダの対応義務違反を問うものである。その中では、会計ソフト「クイッケン」の2000年対応をめぐる6件の訴訟を抱えるインテュイット社、マイクロソフト社「FoxPro」の例をはじめとして、クラス・アクション（集合代表訴訟^{viii}）が多数を占めている（表）。

後者については、米国で2000年問題に関する情報開示を促す緊急法案（"Year2000 Information and Readiness Disclosure Act"（Public Law No.105-271））が下院でも1998年10月1日に可決され、2000年に関する対応状況等の申述 statement が誤っていること（being false, inaccurate, or misleading）を知らずに提供された場合、情報の誤りに関

する法的責任を負わないことが明らかにされた。これにより、訴訟リスクを懸念するあまり情報提供に躊躇する企業同士で情報共有が進むことが期待できる。この法律は、消費者への情報提供には適用されないため、消費者には誤解を避け正確な情報提供を努める必要がある。わが国には、このような法律がなく、企業間での情報提供にも細心の注意が必要であることはいうまでもない。

表 パッケージソフトに関する主なクラスアクション（集合代表訴訟）

日付	被告会社	ソフト	状況
1998年5月	インテュイット社	クイックケン v5 (会計ソフト)	6件余の訴訟提起があったが、イソックソン事件等では、損害未発生で無償修補を拒否されていないことを理由に棄却 (1998.8.28)
1998.12.10	マイクロソフト社	FoxPro	棄却 (1999.3.16)
1998年8月	メディカルマネジャー社	医療管理事務ソフト	2件を除き調停契約が裁判所の承認を受け、メディカルマネジャーは、142万5千ドルの支払に応じる。うち60万ドルは、医師がアップグレード版を購入するための費用に充当され、82万5千ドルは弁護士費用。医師は、無償のアドオンソフトの提供か60万ドルの持分かいずれかを選択できる。
1998.4.1	マコーラ社	会計ソフト	2000年対応という信頼を置くだけの保証はないので棄却 (1998.4.1)
1998.6.26	リアルワールド社	会計ソフト	調停により無償で対応版の提供
1997.12.2	ソフトウェアビジネステクノロジー社	会計ソフト	調停により2000年対応キット又は最新版が無償で提供され、古い型のソフト使用者には値引価格でアップグレード版を提供 (1998.10.13)

表 その他の訴訟

日付	当事者	ソフト	状況
1997.8.4	テックアメリカ社	キャッシュレジスターシステム	26万ドルで和解、テックの負担は25万ドル (1998.8.4)
1998.2.19	シマンテック社	ウイルス対策ソフト (ノートン)	同ソフトについては、他に1件
1998.8.28	ヤング対 J.ベーカー社	販売管理システム	アンダーセンコンサルティングに対応義務がないことの確認を求める訴訟。和解により対応義務がないことを確認。
不明	ASE社対 INCO社	サービス(ソフト設計) 1995年9月の契約	INCOは、ASEにソフトウェア設計サービスを委託したが、ASEの契約違反により、IBMに390万ドルの2000年対応費用を支払わされたため、390万ドルの償還を求めていた。裁判所が任命した仲裁人により、2000年対応の対応義務が当初の契約に含まれていた証拠がないと判断し、損害賠償責任がないものとした。(1998.11.17)
1998.10	SPC社対ニューキャドレ	CADRE (クレ)	調停により解決し、取り下げ (1998.11.4)

.23	一ラルテック社	ジットシステム)	
-----	---------	----------	--

5. 米国の 2000 年関連法令

先述の情報開示促進法案（情報開示結果による法的責任を軽減する法案）は、法的責任が情報提供のネックになるという世界共通の課題に対する米国らしい俊敏な対応であるとともに危機管理に関する日米の差を浮き彫りにしたといえる。立法システムを最大限に活用した米国に対し、日本の危機管理手法はタイプを異にしている。わが国では、先に見たように「情報提供義務」を一般的にベンダないし企業に課す法的根拠が不明確であるという状況において、情報システムベンダの善意による情報開示と行政指導による伝統的な上意下達により 2000 年問題に関する情報開示が行われている。商慣行も法体系も異なる両者において手法の巧拙、または是非について結論をくだすのは早計であろうが、世界にむけて対応状況の進捗を鮮やかに印象づけたという点では、米国に軍配をあげることができよう。

そこで、1999 年 7 月 21 日にクリントン大統領が署名した「2000 年問題濫訴防止法 (Y2K Act)」について簡単に紹介しておきたい^{ix}。この法律は、1999 年から 2001 年までの日付処理の誤りに関して提起される民事訴訟で、1999 年 1 月 1 日以後に提起され、2000 年問題 (Y2K failure) そのものか、2000 年問題による危害又は侵害のいずれかが 2003 年 1 月 1 日より前に発生する場合に適用される（3 条「定義」、4 条「本法の適用」）。ただし、人身損害及び違法な死亡に関しては、適用されない（4 条 (c)）。

この法律では、懲罰的損害賠償の上限を実損の 3 倍までもしくは 25 万ドルのいずれか低い方を超えることができないとされている（5 条 (b)）。ただし、この上限が適用されるのは、総資産 50 万ドル以内の個人か又は 50 人未満の従業員を雇用する団体に限られる。また、政府機関に対する懲罰的損害賠償の請求は認められない（5 条 (c)）。

次に、総当事者の過失割合に基づく責任の按分 (Proportionate Liability) を行うための手続を定める（6 条）。また、原告が訴訟を提起する前に所定の事項を記載した書面による通知を行うことを義務づけている（7 条 (a)）。この通知を受け取った予定被告には、30 日以内に調停等の裁判外の紛争解決手段 (ADR: Alternative Dispute Solution) を利用するかどうかなど所定の事項を記載した書面による回答を行うことが義務づけられており当該期間内に応答をなさなかったときなどには、原告に直ちに訴訟を提起することが認められている（7 条 (b) (c)）。また、予定被告が救済行為又は裁判外の紛争解決手段を利用するなどを提示した場合、これらの行為を行うために 30 日の通知期間の最終日から 60 日間の猶予期間を与えられる（7 条 (c)）。

さらに、連邦地方裁判所のクラス・アクションに対する裁判管轄権は、州際事件であっても、懲罰的損害賠償の請求がなされずかつ請求額が 1000 万ドル未満、又は原告のクラスの人員が 100 人未満の場合には否定される（8 条 (c)）。

この法律が制定されるまでは、下院では、法案 HR. 775 の段階では、システム・ベンダに有利な規定によって消費者の利益が不当に制限されるという反対論もあったが、上院の同種の法案 'Y2K Disputes Resolution Act' (Bill No. S. 96) との調整の結果、濫訴防止の目的に直結し、対立する利益にも配慮した立法となった。米国には、懲罰的賠償制度による高額の損害賠償が認められるなどの理由で濫訴の可能性が高く、このような法律が必要となる特別な理由があったと考えられる。

わが国には、現在のところ、米国に匹敵する濫訴の具体的な可能性はないと考えられる

が、訴訟前の通知・回答手続きなど実質的に 2000 年問題の救済を図る手続が定められている点などアイデアに満ちた発想には学ぶところが多い。また、裁判外の紛争解決手段 (ADR) の利用（7 条）について、わが国では十分な検討がなされていないものの、2000 年問題のように迅速な解決が期待される案件では個別の問題への現実的な解決を促す可能性がある。これまでに米国で提起された 70 件あまりの訴訟の大半が ADR により解決されている点にも留意したい。ただし、ADR の導入には、専門家を擁した低コストでの公平な解決が担保される紛争処理機関の整備が不可欠であり、2000 年問題には間に合わないおそれもある。

わが国には海外に製品やサービスを輸出し世界的規模で活動している企業も多く、国内や米国の Y2K 法に限らず関係各国の法令等の調査結果が必要であろう。

現在のところすでに多くの企業の対応策は進展しているという調査結果が公表されているが、法的リスクを織り込んだ危機管理計画の立案については、残された期間における今後の課題といえる。

ⁱ 弁護士の吉田正夫氏（「特集：コンピューター 2000 年問題シンポジウム 再検証・法的問題」東京読売新聞 1999.8.3 夕刊）は、システム・ベンダの責任とシステム・ユーザの責任とを区別して議論する。吉田氏も指摘するように、大半の企業は、システム・ベンダとシステム・ユーザの双方の側面を持つことが多い。例えば、銀行などの金融機関でもインターネット・バンキングのようなシステムをベンダとしてユーザに提供している一方で、行内の勘定系システム等を構成する機器等のユーザでもある。反対に、コンピュータ・メーカーもコンピュータの製造業者の立場と金融サービス等のユーザの立場をあわせもつ。それぞれの当事者が双方の立場を持つばかりでなく、これらは相互依存の関係にも立つ。この点に加え、2000 年問題リスクの同時多発性を考慮すると、錯綜する当事者間の相互協力なしには解決できない点が法的責任の切り分け方を一層複雑なものにしている。

ⁱⁱ 無論、契約は、契約書の作成の有無にかかわらず、当事者の契約しようとする意思の合致により成立する。証書を作成するのは、契約内容が複雑であるときなどに当事者の合致した意思の内容（契約内容）を明確にし、後日の紛争を避けるため、または契約関係を第三者（税務署など）に示す証拠として用いるためである。

ⁱⁱⁱ 強行規定の例としては、価格協定等の不当な取引制限（カルテル）を禁止する独禁法の規定、年少者の深夜労働を禁止する労働基準法の規定などがある。これらの強行規定に反する取り決めは、無効となる。

^{iv} 必ずしも契約書の体裁をとる必要はなく、双方が合意した仕様書なども当事者の合意内容を確認する手がかりとなる。

^v 米国の一州（ニュージャージー州、コロラド州など）では、西暦 2000 年問題に関し、契約関係にある当事者が不法行為（tort, negligence）による請求を行うことを制限する州法を制定している。

^{vi} 「2000 年問題、法律問題が浮上 トラブル時の責任確認求める」東京読売新聞 1999.8.4

^{vii} 「コンピューター 2000 年問題訴訟－米国、「前」「後」で訴訟ラッシュ」日本経済新聞 1997.11.20

^{viii} クラス・アクションとは、共通の利害をもつ一定範囲の集団を代表して原告又は被告となり、判決の効果を集団全体に及ぼすことのできる訴訟形態である。大量に販売される製造物の欠陥、独禁法などの被害者救済に適した紛争解決方法で、米国の連邦民事訴訟規則の改正時に盛り込まれた。民事訴訟法第 30 条の選定当事者と似てはいるが、わが国にはない訴訟形態である。

^{ix} Y2K Act の邦訳については、夏井高人氏による「アメリカ合衆国の「Y2K 法」（仮訳）」http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/code/bill-1999-e.htm がある。

《参考文献》

-
1. 「特集 コンピュータ 2000 年問題 ーその本質的問題と対応ー」法律のひろば (1999.6)
著者注) 本特集の夏井高人、高橋郁夫、鈴木正朝各氏の論文には多大な示唆を受けた。
 2. 久保田隆「コンピュータ西暦 2000 年問題を巡るアメリカの法的対応とわが国への示唆」ジ
ュリスト 1999.4.15(No.1154)
 3. 飯田耕一郎「2000 年問題の法的責任(1)~(4)」NBL No.656(1999.1.1), No.658(1999.2.1),
No.659(1999.2.15), No.660(1999.3.1)
 4. 石田晴久・青山幹雄共編「西暦 2000 年問題の現状と対策 ー技術と法律ー」(社)情報処
理学会(1999.5) 初出「特集 西暦 2000 年問題に全力で取り組もう」情報処理 vol.40-
5(1999.5)
 5. 「西暦 2000 年問題 法的問題Q & A」(社)情報サービス産業協会西暦 2000 年問題委員会編
 6. 「韓国技術と法研究所 5th Annual Symposium レポートー西暦 2000 年問題の法的責任ー」
(1999.6) 著者注) 韓国、米国及び日本の 2000 年の法的責任の考え方が整理されているが、
言語はハングル及び英語である。